

## 死亡保険金請求権と特別受益

最高裁第二小平成 16 年 10 月 29 日決定（平成 16 年（許）第 11 号・遺産分割及び寄与分を定める処分審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件）民集 58 卷 7 号 1979 頁

原 審 大阪高裁平成 16 年 5 月 10 日決定・民集 58 卷 7 号 1986 頁

原々審 神戸家裁伊丹支部平成 15 年 8 月 8 日審判（判例集等未登載）

### 〔事実の概要〕

1. 本件申立人（抗告人）X<sub>1</sub>～X<sub>3</sub>（以下「X<sub>1</sub>ら」という。）及び相手方Yは、いずれも訴外AとBとの間の子である。Aは平成2年1月2日に死亡し、B、X<sub>1</sub>ら及びYがその共同相続人となった。さらに、同年10月29日にはBも死亡し、X<sub>1</sub>ら及びYがその共同相続人となった。
2. Yは、Bの死亡により、次の養老保険契約及び養老生命共済契約に係る死亡保険金等を受領した。
  - ア 保険者をC生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日平成2年3月1日）の死亡保険金500万2465円
  - イ 保険者をD生命保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日昭和39年10月31日）の死亡保険金73万7824円
  - ウ 共済者をa市農業協同組合、共済契約者をA、被共済者をB、共済金受取人をAとする養老生命共済（契約締結日昭和51年7月5日）の死亡共済金等合計219万4768円（入院共済金13万4000円、死亡共済金206万0768円）
3. A及びBの遺産は主に複数の土地及び預貯金からなっていたが、本件で問題となった4筆の土地（以下「本件各土地」という。）以外の遺産（合計5250万7631円）については、平成10年11月までにX<sub>1</sub>ら及びYの間で遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し、これにより、Yは合計1387万8727円、X<sub>1</sub>は合計1199万6113円、X<sub>2</sub>は合計1221万4998円、X<sub>3</sub>は合計1441万7793円に相当する財産をそれぞれ取得した。なお、X<sub>1</sub>ら及びYは、本件各土地の遺産分割の際に右遺産分割の結果を考慮しないことを合意している。
4. 一方、本件各土地については、XらとYとの間で、それがAの遺産に属するかどうかに関し

て厳しい対立があり、平成8年には、X<sub>1</sub>らが、本件各土地がAの遺産であることの確認を求める別訴を提起した。そのため、本件各土地に係る部分の遺産分割調停は不成立となって審判手続に移行した。これが本件である。そして、その後、右別訴においては、本件各土地がAの遺産であることが確定している。なお、本件各土地の本件第1審における鑑定評価額は合計1149万円である。

5. ところで、Aは、その生前の昭和54年6月、脳血栓症・一部脳溢血症のため入院手術を受け、約2年間入院生活を送った後退院したが、痴呆状態となり、日常生活全般において、常時介護を要する状態となった。そこで、Yは、A及びBのためにa市内の自宅を増築し、AとBを昭和56年6月ころからそれぞれ死亡するまでそこに住ませ、Aの介護をBが行うのを手伝った。その間、X<sub>1</sub>らは、いずれもA及びBと同居しなかった。

### （訴訟の経過）

本件における争点は、Yによる上記2. アないしウの保険金（共済金）の受領が民法903条1項のいわゆる特別受益に当たるか否かであった。第1審が、特別受益に当たるとの判断を前提にして審判をしたのに対し、原審は、次のように述べて、右保険金（共済金）は特別受益に当たらないとした。

「死亡保険金（共済金）請求権は、指定された保険金（共済金）受取人が、被保険者（被共済者）死亡時に、自己の固有の権利として取得するのであって、保険（共済）契約者から承継取得するものではないし、保険（共済）契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者（被共済者）の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金（共済金）請求権が実質

的に保険（共済）契約者又は被保険者（被共済者）の財産に属していたものとみることにはできない（最高裁判所平成14年11月5日判決・民集56巻8号2069頁参照）。

したがって、[上記2. アないしウ]の保険金（共済金）は、民法903条1項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与に該当するものと解することはでき[ない。]

この決定に対して、X1らが許可抗告。その抗告理由の要旨は、原審の引用する最高裁判平成14年11月5日判決の射程は、共同相続人間の公平という観点が重視される持戻しの事案に直ちには及ばず、本件における上記2. アないしウの保険金（共済金）はYの特別受益として持ち戻されるべきである、というものである。

最高裁は次の理由でX1らの抗告を棄却した。

### [決定理由]

[1. 上記2. ア及びイの死亡保険金について]

「被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることにはできない（最高裁平成11年（受）第1136号同14年11月5日第一小法廷判決・民集56巻8号2069頁参照）。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不

公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。これを本件についてみるに、[上記2. ア及びイ]の死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺産分割の対象となった本件各土地の評価額、前記の経緯からうかがわれるBの遺産の総額、X1ら及びYと被相続人らとの関係並びに本件に現れたX1ら及びYの生活実態等に照らすと、上記特段の事情があるとまではいえない。したがって、[上記2. ア及びイ]の死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということにはできない。」

[2. 上記2. ウの死亡共済金等について]

「上記死亡共済金等についての養老生命共済契約は、共済金受取人をAとするものであるので、その死亡共済金等請求権又は死亡共済金等については、民法903条の類推適用について論じる余地はない。」

### [研究]

1. はじめに

本決定は、被相続人が保険契約者兼被保険者となって締結した養老保険契約において、その共同相続人の1人が死亡保険金受取人に指定されていた場合に、被相続人の死亡によって右保険金受取人である相続人が取得する死亡保険金請求権又は死亡保険金は、民法903条1項所定のいわゆる特別受益に当たらず、原則として持戻しの対象とならないが、特段の事情があるときは、特別受益に準じて、例外的に持戻しの対象となると解すべきである、と判示した。本決定は、他人のためにする生命保険契約における死亡保険金請求権又は死亡保険金と特別受益との関係について、最高裁が初めて判断したものとして、とくに相続実務上重要な意義を持つと思われる。

以下では、持戻しの制度趣旨及び特別受益の意義、他人のためにする生命保険契約における死亡保険金請求権の相続財産性、同死亡保険金請求権の特別受益性、本決定の分析及び私見、残された

問題、の順で研究を試みたい。なお、本決定の引用している最高裁平成14年11月5日判決・民集56巻8号2069頁（以下「最高裁平成14年判決」という。）は、直接には遺留分減殺に関するものであるが、その基本的立場は本決定に受け継がれていると思われるので、以下の研究でも少し詳しく紹介・検討する。

## 2. 持戻しの制度趣旨及び特別受益の意義

### (1) 持戻しの制度趣旨

民法903条1項の持戻しの制度趣旨については、共同相続人間の公平を図るということと、またそうすることが同時に被相続人の意思にも合致すると推測されるということの、両方を含むと説かれている（有地亨『新版注釈民法(27)』213頁〔谷口知平＝久貴忠彦編〕〔有斐閣・平12〕）。しかし、もともと相続財産を処分する自由を有する被相続人（中川善之助＝泉久雄『相続法(第4版)』274頁〔有斐閣・平12〕）が持戻しを免除する意思表示をしたときは、その意思が尊重され、持戻しは原則として行われない（同条3項）。この持戻し免除の意思表示は、特別の方式を必要とせず、黙示でもよいとされている（有地・前掲書239頁－240頁）。

### (2) 特別受益の意義

民法903条1項で持戻しの対象とされている相続人の特別受益は、遺贈、及び、婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としてなされた贈与である。ここでの「生計の資本として」の贈与の意義については、相当額の贈与は、特別の事情のない限り、すべて特別受益とみてよいとされる一方、通常の小遣いや、高額でない賞与金などの少額の贈与は、特別受益とみる必要はないとされる（中川＝泉・前掲書270頁－271頁、有地・前掲書228頁－229頁）。

次に、ここでの「贈与」の意義については、学説は総じて広く解しており、形式的意義における贈与だけが持戻しの対象となるのではないとしている（有地・前掲書229頁－230頁参照）。無償の利益供与があれば持戻しの対象となるとする説もある（高木多喜男『口述相続法』79頁〔成文堂・昭63〕）。審判例には、長女の夫の身元保証人になっていた被相続人の支払った身元保証金の求償権の免除をもって、長女に対する「贈与」にあたるとしたものがある（高松家丸亀支平成3・11・19家月44巻8号40頁）。しかし、扶養料は、いわゆる生活保持的扶養、生活扶助

的扶養、医療扶養をとわず、すべて贈与ではないとされている（有地・前掲書232頁）。

以上「贈与」について述べたことは、基本的に「遺贈」の意義についても当てはまる。また、死因贈与は遺贈に準じて扱われる（民法554条）。

## 3. 他人のためにする生命保険契約における死亡保険金請求権の相続財産性

まず、他人のためにする生命保険契約における死亡保険金請求権又は死亡保険金（以下単に「保険金請求権」ともいう。）が民法903条1項によって持ち戻されるかどうかの問題の出発点は、保険金請求権が本項での相続財産に当たるか否かであろうと思われる。なぜなら、これが肯定されるときは、保険金請求権は本項にいう遺贈（遺言によるのではないから、厳密には死因「贈与」）にあたり、持戻し免除の意思表示の問題を別にすれば、当然に持戻しの対象となると考えられるからである。

保険金請求権が被相続人の相続財産に属するか否かについては、古くから議論がある。

### (1) 判例

この問題が判例で最初に取り上げられたのは、保険金受取人たる相続人が限定承認した場合に、その取得した保険金請求権がなお相続債権者のための責任財産となるか否かに関してであった。

大審院昭和11年5月13日判決・民集15巻877頁（以下「大審院昭和11年判決」という。）は、「被保険者死亡ト同時ニ前示保険金請求権ハ該保険契約ノ効力トシテ当然右特定相続人ノ固有財産ニ属スヘク其ノ相続財産タル性質ヲ有スヘキモノニ非スト解スルヲ相当トス」と述べて、保険金受取人たる相続人が適法に限定承認手続をとった後に、相続債権者が保険金請求権を差し押さえ、転付命令を受けることはできないとした。

次にこの問題が判例上あらわれたのは、被相続人がその全財産を第三者に包括遺贈した場合に、保険金請求権も遺贈の対象に含まれるか否かに関してであった。

最高裁昭和40年2月2日判決・民集19巻1号1頁（以下「最高裁昭和40年判決」という。）は、「〔保険金〕請求権は、保険契約の効力発生と同時に〔保険金受取人〕の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」と述べて、保険金請求権が被相続人の相続財産に属しないことを理

由に遺贈の対象に含まれないとした原審の判断を是認している。

さらに、傷害保険の保険金請求権に関しては、大審院昭和11年判決と同様に、保険金受取人たる相続人による限定承認が問題となった事案において、最高裁昭和48年6月29日判決・民集27巻6号737頁（以下「最高裁昭和48年判決」という。）は、「保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に相続人たるべき者の固有財産となり、被保険者の遺産から離脱したものと解すべきである」として、最高裁昭和40年判決を引用したうえで、保険金請求権は相続債権者のための責任財産とならないとした（この判決をして、生命保険についても従来の判例の立場を確認したもののみとみることができることにつき、中西正明「生命保険金請求権の相続性」『家族法判例百選〔第6版〕』131頁〔有斐閣・平14〕）。

以上に対して、民法1031条の遺留分減殺の場面での保険金請求権の相続財産性に関する最上級審の判断は最高裁平成14年判決まで、民法903条1項の持戻しの場面での保険金請求権の相続財産性に関する最上級審の判断は本決定まで、それぞれ存在しなかった。

## (2) 学説

まず、限定承認の場面での保険金請求権の相続財産性については、通説はこれを否定するものと思われる（中川＝泉・前掲書206頁）。その理由としては、他人のためにする生命保険契約は第三者のためにする契約の一種であり、保険金受取人は保険金請求権を保険契約に基づいて直接に、すなわち原始的に、取得するということがいわれる（野津務「大審院昭和11年判決評釈」民商4巻5号142頁、147頁参照）。

次に、持戻しの場面では保険金請求権が論じられる場合、及び遺留分減殺の場面では保険金請求権が論じられる場合には、通説は、保険金請求権は相続財産に当たらないとしながら、結論としては、それを特別受益であるとし、あるいは遺留分減殺の対象となると解している（中川＝泉・前掲書211頁〔注17〕－212頁）。

そこで、学説では、このように一見すると問題の場面ごとで矛盾するかのような結論に、なんとか首尾一貫した説明を与えようとする試みが、以前からなされてきた。そして、その試みには、大きく三つの方向があったといえよう。

### ① 実質説

この説は、保険金請求権という法形式上の権利そのものの原始取得性はこれを肯定し、したがって保険金請求権の相続財産性を否定しつつも、保険契約者と保険金受取人との間の実質的・経済的関係を強調する説である（近藤英吉「大審院昭和11年判決評釈」『商事法判例研究(1)』272頁－274頁、及び大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』55頁－56頁〔有斐閣・昭33、初出・法学論叢46巻3号－5号(昭17)〕に代表される)。すなわち、両者間の経済的な実質関係においては、保険契約者から保険金受取人に対するある種の出捐関係が存在し、それが無償であるときは、受取人指定変更行為には無償処分としての実質が認められる。そして、持戻しや遺留分減殺の場面においては、その実質的に無償処分された額が持戻し又は遺留分減殺の対象とされるべきであると主張する（大森＝三宅・前掲書59頁－60頁）。もっとも、具体的にいかなる額が持ち戻され、遺留分減殺の対象とされるべきかについては、既払保険料総額とする説と、被相続人の死亡時における解約返戻金額とする説がある。また、この説の特徴として、保険契約者と保険金受取人との間の実質的・経済的関係に着目する結果として、限定承認の場面でも保険金のうちの一定額を相続債権者のための責任財産とすべきであると主張する点をあげることができる。

### ② 相続法学説

この説は、保険金請求権の相続財産性の有無という問題を一律に立てる意味を疑問視し、むしろ、問題となる各場面の制度趣旨に着目して、保険金請求権の取り扱いを場面ごとに決しようとする考え方である（星野英一「最高裁昭和40年判決評釈」法協82巻5号111頁－112頁に明瞭である）。したがって、この説によれば、限定承認の場面では、保険金請求権は相続財産に属しないとの理由から、相続債権者のための責任財産とならないとされても、より重要なのは、保険金受取人たる相続人の方を保護する必要があるという実質的な価値判断であるということになる。そして、他方で、持戻し又は遺留分減殺の場面では、それぞれの制度趣旨を考慮して、結果として保険金請求権が相続財産に属するとしたのと同じ結論を導いたとしても、矛盾はないことにな

る。民法学者の説の多くはこの考え方を基礎にしているものと思われる（中川＝泉・前掲書211頁〔注17〕－212頁など）。そして、この説によれば、持戻し額や遺留分減殺の対象となる額についても、各場面の制度趣旨に応じて場面ごとに判断することも不可能とはいえないということになるだろう。

### ③ 保険法学説

この説は、保険金請求権は相続財産には属さないとの命題は堅持しつつも、その理由を保険金請求権の原始取得性に求めない説である（山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」『現代の生命保険・傷害保険法』51頁以下〔弘文堂・平11、初出・民商83巻2号、4号（昭55、56）〕に代表される。なお、この説の基礎理論面での先駆的業績として、中村敏夫「第三者のためにする生命保険契約における保険契約者と保険金受取人との関係」『生命保険契約法の理論と実務』63頁以下〔保険毎日新聞社・平9、初出・保険学雑誌403号（昭33）〕参照）。この説の代表的見解は、他人のためにする生命保険契約においては、保険者と保険金受取人との間の関係と、保険契約者と保険金受取人との間の関係は、法律的に分けて考えられるべきであり、従来いわれてきた保険金請求権の原始取得性というのは、実は前者の関係でのみ妥当するにすぎないと主張する。そして、これに対して、保険契約者と保険金受取人との間には、対価関係という独立の法律関係が存在し、保険金請求権の相続財産性の問題は、この対価関係に従って解決されるべきであるとする。そして、この対価関係は保険金請求権の贈与（ただし契約は必要でなく、保険契約者の一方的意思表示で足りる。）であり、したがって、保険契約者と保険金受取人との間の関係では、保険金請求権は前者から後者へ承継取得されるとする。そして、さらに、保険金受取人は指定と同時に条件付きの保険金請求権を取得するから、それはとくに生前贈与であるとする。以上の帰結として、この見解によれば、限定承認の場面では、保険金請求権は相続債権者のための責任財産とならないとしつつ、他方、持戻し及び遺留分減殺の場面では、それぞれに規定される贈与の要件に保険金請求権が該当するかぎりでは特別受益あるいは遺留分減殺の対象となることができ、通説のすべての

結論を首尾一貫した理論によって説明できるとされる。最後に、この見解は、持戻し又は遺留分減殺の対象となる額については、一般の持戻し及び遺留分減殺における贈与の評価の基準時である相続開始時における保険金請求権の評価額であり、それは保険金額と解すべきであるとする（山下・前掲論文73頁－84頁。以下「生前贈与説」という。ただし、近時の山下教授は、生前贈与説を基礎としつつ、それに相続法学説を接合させる解釈を提唱するに至っている。山下友信『保険法』515頁〔有斐閣、平17〕）。ただし、この見解の対価関係に着目する点には賛同しつつ、その贈与の時期については保険契約者の意思や保険契約の性格ごとに類型化して考察し、かつ贈与の額もその類型ごとに考える見解もある（藤田友敬「保険金受取人の法的地位（2）」法協109巻6号128頁－130頁、142頁－143頁、145頁－146頁〔平4〕。以下「保険類型説」という）。

### 4. 最高裁平成14年判決

最高裁平成14年判決は、遺留分減殺の場面での保険金請求権の相続財産性の問題に関する初めての最上級審の判断である。

事案を簡略化して説明すると、被相続人は自己を保険契約者兼被保険者とする2件の生命保険契約（保険金額の合計3500万円）を締結し、妻を各保険金受取人に指定していたが、被相続人の女性問題がもとで妻と別居するようになった。その後、被相続人は癌に罹患したが、そのころから妻との離婚を望むようになると同時に、自己の資産の処分を図るようになり、その一環として、死亡の約2か月前及び前日に、上記2件の生命保険契約の保険金受取人を妻から被相続人の父にそれぞれ変更した。そこで、被相続人の法定相続人たる妻及び子がそれぞれの遺留分を保全するために、右各保険金受取人の変更は民法1031条に規定する遺贈若しくは贈与又はそれらと同視すべき無償処分にあたるとして遺留分減殺請求をしたうえ、新保険金受取人たる被相続人の父を相手方として、自己らに各遺留分に相当する各死亡保険金の支払請求権が帰属することの確認を求めたものである。

最高裁は、次のように判示して、上記各保険金受取人変更は民法1031条に基づく遺留分減殺の対象とはならないとした。

「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条

に規定する遺贈又は贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできないと解するのが相当である。けだし、死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないというべきであり（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）、また、死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることでもできないからである。」

#### 5. 他人のためにする生命保険契約における死亡保険金請求権の特別受益性

##### (1) 学説

前述のように、通説は結論として保険金請求権の特別受益性を認めているが、より仔細にみると、学説は以下のように分かれている。

##### a 肯定説

理由は、前述の実質説から保険法学説までまちまちであるが、保険金受取人の指定・変更行為は、遺贈若しくは死因贈与又はこれらに準ずる死因無償処分であるとするか、生前贈与又はこれに準ずる生前無償処分であるとして、保険金請求権の特別受益性を肯定する説である。相続法学説によれば、この場合に限定承認の場面とは違って保険金請求権が持戻しの対象となるのは、そう解することが共同相続人間の公平という制度趣旨に適うと説明される（中川＝泉・前掲書211頁〔注17〕－212頁参照）。このような考えは、最高裁平成14年判決に関する一部の評釈においても示唆されていたところである（潮見佳男・判例セレクト2003〔法学教室282号別冊付録〕24頁）。

##### b 持戻し免除規定活用説

この説は、保険金請求権は原則として特別受益に当たるが、一律に持戻しの対象とすべきではないとする説である。そして、被相続人の意思表示による持戻しの免除が認められていることに着目し、保険金請求権を持ち戻すことによってかえって共同相続人間の公平を損なう結果となるときは、被相続人の意思

解釈として、持戻し免除の黙示の意思表示があったものとして、例外的に持ち戻すべきではないと主張する（高木多喜男「相続の平等と持戻制度」加藤一郎先生古稀記念『現代社会と民法学の動向（下）』447頁－449頁〔有斐閣・平4〕、竹濱修「保険金受取人の死亡と相続」倉澤康一郎編『新版生命保険の法律問題』83頁〔経済法令研究会・平14〕）。これが近時の多数説であったと思われる。さらに、その際に考慮すべき事情としては、「保険金受取人である相続人の身分がどうであるか、すなわち被相続人の死後、生活保障を必要とする配偶者かどうか、幼い子供かどうか、他の相続人はどうか、保険金額の大きさ、他の相続財産の額との比較」などが挙げられている（高木・前掲論文448頁）。ただし、この説のいう被相続人の意思は過剰な意思の擬制であるとも思われるとして、例外的場合としては、共同相続人間の公平を損なう場合を直接に考えるべきではないか、とする説もある（山下・前掲論文〔補遺〕94頁－95頁〔平11〕）。

##### c 否定説

この説も、持戻し免除規定活用説と同様に、被相続人の意思を重視する説であるが、被相続人が共同相続人のうちの特定の相続人を受取人に指定していることをさらに強調する説である（単に「相続人」と指定した場合はではない）。そして、原則として特別受益性は否定されるべきで、共同相続人間の公平さをきわめて損なうという例外的な場合に初めて、特別受益に準じて処理すべきである、と主張する（千藤洋三「生命保険金の特別受益性が否定された事例二件」民商122巻6号148頁〔平12〕）。ただし、少数説であった。

##### (2) 下級審裁判例

この問題に関する下級審裁判例はこれまでに17件あり、その内訳は、結論として保険金請求権等を持戻しの対象としたものが5件、結論として保険金請求権等を持戻しの対象としなかったものが12件ある。ただし、否定例12件のうちには、原則として特別受益に当たるとしながら、事案の解決としては持戻しを否定したものが3件含まれている。これに対して、原則として特別受益性を否定することを明言しながら、結論として持戻しを肯定したものはない。そして、平成に入ってからのもに限ってみると、肯定例2件、否定例6件となり、否定される傾向に

あるといわれる。さらに、高裁段階の判断はこれまでに2件あるが、いずれも否定的に解している（東京高決昭和55・9・10判タ427号159頁、高松高決平成11・3・5家月51巻8号48頁）。

肯定例及び原則として特別受益性を認めた例には、その理由として、共同相続人間の公平をあげるものが多い。

各事案における保険金額及び遺産総額に関しては、最近の裁判例でみると、肯定例では、宇都宮家裁栃木支部平成2年12月5日審判・家月43巻8号64頁が、共同相続人の受けた各保険金の差額9991万円余、遺産総額11億6326万円余の事案において、長野家裁平成4年11月6日審判・家月46巻1号128頁が、保険金額588万円余、遺産総額1億0292万円余の事案において、それぞれ特別受益性を肯定している。これに対し、否定例では、前掲高松高裁平成11年3月5日決定が、保険金額1072万円余、遺産総額1億0777万円余の事案において、神戸家裁平成11年4月30日審判・家月51巻10号135頁が、保険金額330万円余、資産総額1億0994万円余の事案において、それぞれ特別受益性を否定している。

また、紛争当事者に着目してみると、肯定例では、被相続人の妻又は母が申立人となっている事案が多いのも特徴である（5件中の4件を占める）。

最後に、肯定例が認めた持戻し額については、5件のうち、保険金額としたものが3件、いわゆる修正保険金額（被相続人がその死亡時まで払い込んだ保険料の総保険料額に対する割合を、保険金額に乗じて得た金額）としたものが2件である。（以上の詳細については、前田陽一「本件評釈」NBL 809号63頁、及び甘利公人「本件評釈」事例研レポ198号3頁～5頁参照。）

## 6. 本決定の分析及び私見

### (1) 保険金請求権の相続財産性に関する基本的考え方について

本決定は、保険金請求権の特別受益性を原則として否定し、ただし、例外的場合に限り、特別受益に準じて持戻しの対象となるとした。

まず、保険金請求権の特別受益性を原則として否定する理由を説いた部分は、最高裁平成14年判決とほぼ同じなので、右判決から検討する。

最高裁平成14年判決についてみるに、まず、その判旨は、最高裁昭和40年判決こそ引用しているが、保険金受取人は保険金請求権を原始取

得することを明確に述べている点、及び、保険金請求権は被保険者の死亡時に初めて発生することを述べている点において、最高裁昭和40年判決のそれとはかなり異なっている。これは、遺留分減殺の場面では、保険金請求権の相続財産性のみならず、贈与財産性も問題となるので、この贈与財産性をも否定するための説示であったと思われる。そして、このことは同時に、最高裁としては、前述の保険法学説のうちの生前贈与説、とりわけ保険契約者と保険金受取人との関係では保険金請求権の取得は生前贈与であるとする部分には、与しないことを示しているものと考えられる。次に、最高裁平成14年判決は、保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたとみることもできない旨を述べているが、この部分は、遺留分制度の趣旨を考慮しても、保険金請求権を民法1031条に規定する遺贈又は贈与に準ずるものと解して、遺留分減殺の対象とすることはできないことを示したものと推測される（なお、遺留分の制度趣旨には、家族の生活保障機能と、家族の外部に遺産が流出するのを防ぐ相続財産保存的機能との、二つがあるといわれている〔高木・前掲書514頁～515頁〕）。そして、この部分の説示は同時に、最高裁の基本的な考え方は前述の相続法学説に近いが、ただ、そこでの通説と異なり、遺留分の制度趣旨は保険金請求権を遺留分減殺の対象とするのを理由づける十分な根拠とはなりえないことを示しているように思われる。ただし、その理由の説明はなされていない。

それでは、最高裁のこのような基本的な考え方は是認できるか。思うに、相続法学説の考え方は基本的に正当であると考えられる。問題となる各場面の制度趣旨は当然に考慮すべきものと思われる。しかし、それらの制度趣旨から直接に保険金請求権の取り扱いを決めることが適当であるとは思われない。なぜなら、そこでは、各場面の制度趣旨からみて、保険金請求権の取得が、遺贈若しくは贈与として又はそれらに準じて取り扱うことを正当化できる性質を備えているかどうかの問題となるが、その際には、まず保険金請求権取得の法的原因の考察から検討を進めるのが妥当であると考えられるからである。

それでは、その保険金請求権取得の法的原因をどのように考えるかであるが、たしかに、保険金請求権の相続財産性に関する問題は、保険

契約者と保険金受取人との間の法律関係に従って考察されなければならないという保険法学説の主張は、そのとおりであると思われる。しかし、なお慎重な検討が欠かせないが、少なくとも他人のためにする生命保険契約においては、このことから直ちに、その対価関係を保険契約者から保険金受取人に対する保険金請求権の生前贈与と解したり、また、そもそも、保険金受取人の指定・変更とは別個の対価関係の存在を考えたりすることは、必要ないのではないかと考える。むしろ、対価関係は、原則として、受取人指定・変更という、無償処分 の性質をもった特殊な法律行為そのものであり、保険金受取人は対価関係上も保険金請求権を原始取得すると考えるべきではないかとも思われるのである。そして、保険金請求権取得の時期については、少なくともその相続財産性が問題とされるときは、その果たすべき現実的機能との関連において、原則として死因処分として扱うべきではないかと考える（この点は保険類型説と異なる）。そして、最高裁平成14年判決が、その判旨の前半で保険金請求権の原始取得性を述べ、保険金請求権取得の時期を被相続人死亡時としたのも、この意味であったと理解することもできるのではなかろうか。しかし、他方で、対価関係でも保険金請求権の原始取得性を認めることは、同時に、保険金請求権の取得は条文上の遺贈又は贈与のものには当たらないことを意味する。そこで、次に、各場面の制度趣旨からみて、保険金請求権の取得が、遺贈又は贈与に準じて取り扱うことを正当化できる性質を備えているかどうかの検討が必要となるのである。最高裁平成14年判決の判旨はこのような順序で考察を進めたものと仮に理解するならば、その説明に不十分な点があったとの批判は免れないが、その判旨全体に理論的矛盾はなく、かつ、その基本的な考え方は正当であったとも思われるのである。

## (2) 保険金請求権の特別受益性に関する判断について

このように考えると、本決定は、最高裁平成14年判決で示された最高裁の基本的な考え方を、保険金請求権の特別受益性を考える際にも維持したものと位置づけることができるように思われる。したがって、最高裁の基本的な考え方を前提とすれば、本件において重要なのは、持戻しの制度趣旨からみて、保険金請求権の取得が、遺贈に準じて取り扱うことを正当化できる性質を備

えているかどうかということになる。

まず、共同相続人間の公平を図るという制度趣旨であるが、保険金請求権を特別受益に含めなければ直ちに共同相続人間に不公平が生じるかの問題に、本決定は、その「死亡保険金請求権は・・・保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることとはできない」との判示部分で否定的に解しているものと考えられる。そして、この判示部分から、本決定は、共同相続人間の公平という制度趣旨からは、ある財産が持戻しの対象となるためには、原則としてそれが実質的に被相続人の財産に属していたことが必要であり、さらにその判断のためには、経済的等価性の有無が基準になると考えていることがうかがえる。

他方、持ち戻すことが被相続人の通常的意思に合致するとの制度趣旨に関しては、本決定は何も述べていない。この点については、学説の否定説が指摘しているように、共同相続人のうちの特定の相続人を受取人に指定したということは、原則として、被相続人に、その相続人に対して生活保障のために相続分とは別枠で保険金請求権を取得させる意思があったと考えられるので、この制度趣旨からも保険金請求権を原則として特別受益に含めることは正当化されない、と考えたのかもかもしれない。

しかし、本決定が原則として保険金請求権の特別受益性を否定したのは以上のように考えたからであるとしても、共同相続人間の公平という制度趣旨だけから直ちに等価性の要件が導かれるわけではなく、また、等価性の要件だけから直ちに本決定のような立場が導かれるわけでもない。なぜなら、前述の実質説のように、保険金請求権のうち保険料と等価性のある範囲で原則として持戻しを認めるという判断もありえなかったわけではないからである。また、保険金受取人指定が受取人の生活保障を目的となされることが多いとはいえ、実際にはその目的は多種多様でありうるから、持戻し免除規定活用説のように、原則として特別受益に当たるとしつつ、例外的に持戻し免除の意思表示があったと処理することもまったく考えられなかったわけではないと思われる。しかも、後述のように、本決定は、例外的に持戻しが認めら



れる場合をきわめて限定的に解しているのである。そこで推測するに、最高裁が本決定のような判断を下した根底には、もともと被相続人は自己の財産を自由に処分できるという原則（中川＝泉・前掲書274頁）を重視する考えと、生命保険の保険料は長期間にわたり分割払いされて、1回あたりの額も比較的少額であることが多いという認識（中川＝泉・前掲書207頁参照）があったのではなかろうか。そして、この考えと認識は、最高裁平成14年判決や、限定承認の場面で保険金請求権の相続債権者のための責任財産性を否定する一連の判例の根底にもあったのではないと思われる。

### (3) 「特段の事情が存する場合」について

本決定は、「死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。」と述べて、右のような特段の事情があるときは、上述の経済的等価性の要件を緩和して、例外的に保険金請求権も持戻しの対象となとしていく。そして、そのような特段の事情の有無については、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。」としている。

このような例外的場合を認めたことは、そのような場合を認めなかった最高裁平成14年判決に対する本決定の著しい特徴をなしている。その理由は、持戻し制度には、民法1031条の遺留分減殺請求制度には認められない、共同相続人間の公平という趣旨があり、この趣旨を尊重したためであると考えられる。もともと、最高裁の判断の根底にあると推測される、被相続人の財産処分の自由の重視等や、それを受けたと考えられる、「不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいもの

であると評価すべき・・・場合」との本決定の文言を考慮すると、特段の事情の存在が認められるのは、きわめて限定された場合となるのではないと思われる（結果同旨、山下典孝「本件評釈」NBL798号14頁－15頁）。

特段の事情の有無を判断するにあたり考慮すべき要素については、できるかぎり広範囲のものを取り込もうとの考えであろう。共同相続人間の実質的な公平を図るためには、妥当な見解であると思われる。

なお、本決定では述べられていないが、被相続人が保険金請求権も持戻しの対象とする意思を表示しているときも、例外的場合にあたるとし、持戻しをすべきであろう。

### (4) 本件事案へのあてはめと結論の妥当性について

原決定及び本決定から明らかな事情のうち、上記の考慮要素に該当しそうなものを挙げると、以下のとおりである。

本件においてYが取得した死亡保険金請求権の額の合計は574万円余であり、A及びBの遺産総額は6399万円余である（A及びBの既分割遺産総額5250万円余プラス本件各土地の評価額合計1149万円）。Yは自宅を増築し、9年余の間、A及びBと同居し、痴呆状態のAをBが介護するのを手伝った。その間、X1らは、いずれもA及びBと同居しなかった。Yは本件土地上で鉄工業を自営している。X1らとYはきょうだいであり、いずれも成人である。

保険金額及びその遺産総額に対する比率だけでみれば、前掲高松高裁平成11年3月5日決定が、本件に比較的近い事案において持戻しを否定している（ただし、そこでの保険金額及び遺産総額は本件におけるそれぞれの額の約2倍である）。このことに、Yの同居及び介護の手伝いなどの上述の諸事情を合わせて考慮するかぎりでは、本件において、Yの保険金請求権を持ち戻さないことが、X1らとの間に「到底是認することができないほどに著しい」不公平を生じさせるとはいえないとして、特段の事情の存在を否定した本決定の判断は、是認できると思われる。

## 7. 残された問題

### (1) 持戻し額について

本決定は、事案の結論として持戻しを否定したので、持戻しの額については判断しなかった。

しかし、「死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない」と述べる一方、その後では「死亡保険金請求権」とだけ述べているところからは、「死亡保険金請求権」と「これを行行使して取得した死亡保険金」を同視しているものと推測できるので、持戻し額としては保険金額を考えているのであろう。特段の事情の有無の考慮要素として「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率」をあげているのも、その結果と思われる（結果同旨、土谷裕子「本件評釈（時の判例）」ジュリ1290号119頁）。もっとも、これに対し、本決定の評釈のなかには、保険金額を基準とし、相続時の事情次第で必要に応じてこれを修正するものと推測するものもある（榊原寛「本件評釈」法教299号123頁）。

## (2) 実質説の評価

最後に、今後において前述の実質説をどのように評価すべきかが問題となる。実質説は、持戻し額及び遺留分減殺の対象額を既払保険料総額又は被相続人死亡時の解約返戻金額と考える点に特色があり、学説には、遺留分減殺の場面に関して、最高裁平成14年判決以後もなおこれらの額を減殺の対象となしうる可能性が十分に残っていると主張するものもある（前田陽一「生命保険金と特別受益・遺留分減殺」みんけん563号14頁〔平16〕）。しかし、それらのいずれの額にも理論上又は実際上の難点のあることが有力に主張されているし（山下（友）・前掲論文79頁－80頁、同〔補遺〕95頁）、最高裁が被相続人の財産処分の自由を重視していること等が推測される以上は、少なくとも保険金請求権の相続財産性に関する問題について、今後、最高裁がこれまでの判断とは別に、実質説による解決を図る可能性は低くなったというべきではなからうか。修正保険金額説による解決の可能性についても同様に思われる（修正保険金額説の問題点については、山下（友）・前掲論文〔補遺〕95頁－97頁参照）。

## 〔追加説明〕

中西 正明

(1) 他人のためにする生命保険契約の受取人の保険金請求権は、受取人が自分で保険料を払って取

得したのではない。保険契約者が保険契約を締結して保険料を支払い、その者を受取人に指定したことから生ずるものである。受取人がこれによって保険金請求権を取得し、事故発生の際には保険金の支払をうけてそれをもらっておけるという場合には、保険契約者が保険金請求権を受取人に贈与したのと実質上類似の状況がある。この状況が存在するかぎり、共同相続人の1人が受取人に指定されている場合には、持戻しを認めないと相続人相互間に不公平が生ずる。私見では、保険金請求権は原則として民法903条の特別受益にあたるか否かが自然であり、その意味で本決定の理由の前半部分（「もっとも」までの部分）には疑問がある。

(2) 本決定は全体としては、保険金請求権の場合には、持戻しを認めないと相続人間の不公平がとくに著しいものとなる場合にかぎり持戻しの対象となる、とするものようである。従って、本決定は一定範囲では保険金請求権が持戻しの対象となることを認めるものであり、この点は積極的に評価すべきである。本決定によれば、将来の最高裁判決では保険金請求権を特別受益と認めるものが現れてくる可能性がある。

(3) しかし、どのような場合が持戻しの対象となる場合に当たるのか。本決定は、それは、共同相続人の間に生ずる「不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものである」と評価すべき特段の事情が存する場合であると述べるとともに、その判断にあたり考慮すべき事情をあげている。しかし本決定は、本件の場合に関する結論としては、574万289円の保険金請求権は特別受益にあたらなかったものである。従って、最高裁が特段の事情があるとはいえないと考える場合の例は示されているが、具体的にどのような場合が特段の事情がある場合に当たるのかは、本決定からは明らかでない。また、民法903条は、相続人間にとくに著しい不公平が生ずることを持戻しの要件としていない。不公平がとくに著しいかどうかを民法903条を基礎として判断するのは、容易でないと考えられる。

（大阪：平成17年9月9日）

報告：大阪学院大学 助教授 新井 修司 氏  
指導：大阪学院大学 教授 中西 正明 氏

編集・発行者 財団法人生命保険文化センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル8階

電話 東京 03-5220-8510 FAX 03-5220-9090 URL <http://www.jili.or.jp/>